



土地売買契約書

すさみ町（以下「甲」という。）と株式会社ASK（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（対象物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)
西牟婁郡すさみ町口和深	486番2	山林	260
西牟婁郡すさみ町口和深	486番3	山林	29,823

（売買代金）

第2条 売買土地の代金は、金1,504,150円とする。

（所有権の移転）

第3条 本件不動産の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記の嘱託及びその費用）

第4条 乙は、前条の規定により売買代金を完納した時、甲に対して所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

この場合に必要な登録免許税及びその他の費用は、乙の負担とする。

（売買不動産の引き渡し）

第5条 甲は、所有権移転登記後、本件不動産をその所在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

（契約の費用）

第6条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。



(信義則)

第7条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 8月22日

甲 住所 すさみ町周参見 4089 番地
氏名 すさみ町長 岩田 勉



乙 住所 滋賀県大津市本宮 2丁目 8-63
氏名 株式会社 ASK
代表取締役 駒井





土地売買契約書

すさみ町（以下「甲」という。）と株式会社ASK（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（対象物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

土地の所在	地番	地目	公募面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
西牟婁郡すさみ町口 和深	486番1	山林	9,846	35,579
西牟婁郡すさみ町口 和深	486番4	山林	515	515

（売買代金）

第2条 売買土地の代金は、金 1,804,700 円とする。

（所有権の移転）

第3条 本件不動産の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記の嘱託及びその費用）

第4条 乙は、前条の規定により売買代金を完納した時、甲に対して所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

この場合に必要となる登録免許税及びその他の費用は、乙の負担とする。

（売買不動産の引き渡し）

第5条 甲は、所有権移転登記後、本件不動産をその所在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

(契約の費用)

第6条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第7条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 2 月 15 日

甲 住所 すさみ町周参見 4089 番地

氏名 すさみ町長 岩田



乙 住所 滋賀県大津市本宮 2 丁目 8-63

氏名 株式会社 ASK

代表取締役 駒井

